

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮城県まいわし定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

定置網漁業（漁業法に定める第 60 条第 3 項及び第 5 項第 2 号を含むもの）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 宮城県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで陸揚げした日から 3 日以内（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

2 宮城県まいわし漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

まいわし棒受網漁業（宮城県漁業調整規則（令和 2 年宮城県規則第 103 号）第 52 条の規定に基づく特別採捕許可）、その他宮城県に住所又は主たる事務所の所在地がある者がまいわしを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

- ② 宮城県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで陸揚げした日から 3 日以内（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、宮城県まいわし定置網漁業及び宮城県まいわし漁船漁業の知事管理区分における漁獲実績に応じて、宮城海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえでそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 8 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1－2)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮城県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

定置網漁業、その他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を宮城県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
定置網漁業	330 日（1 ヵ統あたり操業日数）

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 1－3)

第 1 特定水産資源

さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮城県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

さんま棒受網漁業（10 トン未満）（漁業法に定める第 57 条第 1 項、北海道漁業調整規則（令和 2 年北海道規則第 94 号）5 条第 10 項）、さんま流し網（10 トン未満）（漁業法に定める第 57 条第 1 項、北海道漁業調整規則（令和 2 年北海道規則第 94 号）5 条第 11 項）、その他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を宮城県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

さんま棒受網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：隻日）
さんま棒受網漁業	450 隻日（操業隻日数）

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮城県くろまぐろ (小型魚)

(1) 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。
以下同じ。)

(2) 対象とする漁業

定置網漁業、法第 121 条に基づく広域漁業委員会指示で定める沿岸くろまぐろ漁業、その他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は数量明示の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 宮城県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割を宮城県くろまぐろ (小型魚) 管理区分に配分し、残りのおおむね 1 割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、宮城海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮城県くろまぐろ (大型魚)

(1) 水域

中西部太平洋条約海域

(2) 対象とする漁業

定置網漁業、法第 121 条に基づく広域漁業調整委員会指示で定める沿岸くろまぐろ漁業、その他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する全ての漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は数量明示の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 宮城県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割を宮城県くろまぐろ (大型魚) 管理区分に配分し、残りのおおむね 1 割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、宮城海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1－6)

第 1 特定水産資源

すけとうだら太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮城県すけとうだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、すけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

定置網漁業（法第 60 条第 3 項及び第 5 項第 2 号に掲げる漁業をいう。）、小型機船底びき網漁業（法第 57 条第 1 項及び漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 項第 2 号に掲げる漁業をいう。）、その他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がすけとうだら太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を宮城県すけとうだら漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置網漁業及び小型機船底びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
定置網漁業	330 日（1 ヲ統あたり操業日数）
小型機船底びき網漁業	13,800 隻日（操業隻日数）

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 1－7)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮城県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業（法第 57 条第 1 項及び漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 項第 2 号に掲げる漁業をいう。）、定置網漁業（法第 60 条第 3 項及び第 5 項第 2 号に掲げる漁業をいう。）、その他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を宮城県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業及び定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
小型機船底びき網漁業	13,800 隻日（操業隻日数）
定置網漁業	330 日（1 ヲ統あたり操業日数）

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 1－8)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮城県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

定置網漁業（法第 60 条第 3 項及び第 5 項第 2 号に掲げる漁業をいう。）及びその他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を宮城県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
定置網漁業	330 日（1 ヲ統あたり操業日数）

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 1－9)

第 1 特定水産資源

ずわいがに太平洋北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮城県ずわいがに漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ずわいがに太平洋北部系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業（法第 57 条第 1 項及び漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 項第 2 号に掲げる漁業をいう。）及びその他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがに太平洋北部系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を宮城県ずわいがに漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
小型機船底びき網漁業	13,800 隻日（操業隻日数）

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 1 - 1 0)

第 1 特定水産資源

まだら本州太平洋北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮城県まだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだらを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を宮城県まだら漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、必要に応じて漁獲努力量による管理を合わせて行うこととし、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2 (5) ④に定めるステップ 3 の取組を開始するまでに、当該漁業の操業実態等を勘案して、漁獲努力量の水準及び管理の方法等を検討し、定める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 8 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 1 1)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 及び第 3 において同じ。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮城県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を宮城県かたくちいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、必要に応じて漁獲努力量による管理を合わせて行うこととし、資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5) ④に定めるステップ 3 の取組を開始するまでに、当該漁業の操業実態等を勘案して、漁獲努力量の水準及び管理の方法等を検討し、定める。

また、かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす(かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のもの以外をいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 1 2)

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮城県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮城県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が、ぶりを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を宮城県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、必要に応じて漁獲努力量による管理を合わせて行うこととし、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）④に定めるステップ 3 の取組を開始するまでに、当該漁業の操業実態等を勘案して、漁獲努力量の水準及び管理の方法等を検討し、定める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 3 - 1)

第 1 水産資源

まこがれい宮城県海域

第 2 資源管理の方向性

宮城県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和 10 年までに中位以上に回復させる。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 3 - 2)

第 1 水産資源

つのなしおきあみ (いさだ) 宮城県海域

第 2 資源管理の方向性

宮城県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和 10 年までに中位以上に回復させる。なお、定期的な見直しの際に、科学的な知見及び継続している海洋環境の変動の影響を強く受けていることを踏まえ、資源管理の方向性の再検討を行う。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 3 - 3)

第 1 水産資源

いかなご類 (いかなご及びおおいかなご) 宮城県海域

第 2 資源管理の方向性

宮城県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和 10 年までに増加とする。なお、定期的な見直しの際に、科学的な知見及び継続している海洋環境の変動の影響を強く受けていることを踏まえ、資源管理の方向性の再検討を行う。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 3 - 4)

第 1 水産資源

えぞあわび宮城県海域

第 2 資源管理の方向性

宮城県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和 10 年までに中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 3 - 5)

第 1 水産資源

しろさけ（日本系）宮城県海域

第 2 資源管理の方向性

継続的な海洋環境の変動や高水温の影響を強く受けていることから、当面は、宮城県さけます増殖振興プランを踏まえ、前年度の尾数を 20%上回る稚魚の放流を行えるだけの資源の確保（令和 8 年度に放流尾数 24,000 千尾）を目指すものとし、定期的な見直しの際に、科学的な知見に基づき、方向性の再検討を行う。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 3 - 6)

第 1 水産資源

まあなご宮城県海域

第 2 資源管理の方向性

宮城県が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 3 - 7)

第 1 水産資源

あかがい宮城県海域

第 2 資源管理の方向性

宮城県が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 3－8)

第 1 水産資源

うばがい宮城県海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を 2018 年～2022 年の平均値（70 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 3－9)

第 1 水産資源

こたまがい宮城県海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を 2006 年～2010 年の平均値（59 トン）程度に維持する。定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 3－10)

第 1 水産資源

ひらめ太平洋北部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮城県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公開するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし